茨木市地域包括支援センター運営業務委託に係る

プロポーザル説明会資料

担　当　茨木市福祉部福祉総合相談課相談3グループ

住　所　茨木市駅前三丁目8番13号（南館2階16番）

電　話　072-655-2758

E-mail　fukushisoudan@city.ibaraki.lg.jp

目次

[I. 公募の概要 ２](#_Toc109823602)

[１． 公募の趣旨（目的） ２](#_Toc109823603)

[２． 包括センターの形態及び業務等 ２](#_Toc109823604)

[３． 募集エリア ２](#_Toc109823605)

[４． 既存地域包括支援センターの状況 ２](#_Toc109823606)

[５． 委託契約期間 ２](#_Toc109823607)

[６． 委託の形態 ２](#_Toc109823608)

[７． 業務を行うにあたり法人が遵守すべき事項 ２](#_Toc109823609)

[８． 委託業務の内容 ２](#_Toc109823610)

[９． 人員体制 ２](#_Toc109823611)

[１０． 設置場所 ２](#_Toc109823612)

[１１． 包括センター運営の財源 ２](#_Toc109823613)

[II. 開設・運営等のスケジュール等 ２](#_Toc109823614)

[III. 提出及び問い合わせ先 ２](#_Toc109823615)

[IV. 資料 ２](#_Toc109823616)

# **公募の概要**

## **公募の趣旨（目的）**

　地域包括支援センター（以下、「包括センター」という。）は、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第115条の46）です。高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することを目的としています。

　本市は、介護保険法の改正により、平成18年度に市社会福祉協議会へ市内の社会福祉法人（６法人）から専門職の派遣協力を得た上で、「茨木市社会福祉協議会地域包括支援センター」を１か所設置しました。その後、その包括センターで経験を積んだ職員が順次所属法人に戻り、平成19年度１か所、平成20年度２か所、平成21年度２か所と7つの日常生活圏域を担当する包括センターを６か所設置し、高齢者等を取り巻くさまざまな生活上の相談に対応してきました。

しかし、近年、高齢化の進展により認知症の課題や生活上の困りごとも複雑・多様化し、きめ細やかな相談支援体制が必要となってきたことから、総合保健福祉計画（第２次）において、圏域や相談支援体制等について見直しを行い、日常生活圏域を５圏域14エリアに再設定しました。令和４年度で14エリアにすべての包括センターの設置が完了し、令和５年度までに４圏域に地区保健福祉センター（以下、「保健福祉センター」という。）を設置しました。

総合保健福祉計画（第３次）において、残る１圏域に圏域型包括センター設置し、包括的な相談支援体制の構築を目指していきます。

今回、保健福祉センター内に圏域内の取りまとめを行う圏域型包括センターの整備を予定しており、このたびエリア型包括センター１か所、圏域型包括センター１か所の運営委託先法人の公募を実施するものです。

## **包括センターの形態及び業務等**

包括センターは、エリア型と圏域型の２種類の形態とします。

1. エリア型

　　 担当エリア内に包括センター事務所を単独で開設する形態をいいます。

担当エリアにおいて包括センター基本業務を行います。

1. 圏域型

保健福祉センター内に包括事務所を配置する形態をいいます。

担当エリアでの包括センター基本業務に加え、エリア内の他の専門職・機関（市保健師、ＣＳＷ、障害者相談支援センター等）と連携しながら、圏域内の他のエリア型包括センター間の総合調整のほか、圏域単位での研修等の企画、圏域情報の共有や現状分析から地域課題等の取りまとめの役割を担います。

## **募集エリア**

包括センターの運営法人は、公平・中立で適切な運営が確保される法人を選定します。

1. 募集エリア（小学校区）

・エリア型

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 圏域 | エリア | 小学校区 | 住所 |
| 北 | 豊川・郡山・彩都西 | 豊川 | 宿久庄一丁目～七丁目、藤の里一丁目・二丁目、清水一丁目・二丁目、南清水町、豊川一丁目～五丁目、西豊川町、宿川原町（但し１番は除く）、 豊原町１～３番、室山一丁目３～７番、大字道祖本、大字清水、大字宿久庄 |
| 郡山 | 新郡山一丁目・二丁目、井口台 |
| 彩都西 | 大字粟生岩阪、彩都あかね、彩都あさぎ一丁目～七丁目、彩都やまぶき一丁目～五丁目 |
| ・圏域型 | | | |
| 圏域 | エリア | 小学校区 | 住所 |
| 北 | 安威・福井・耳原 | 安威 | 南安威一丁目・三丁目、南安威二丁目６番・７番（但し１号・４～12号・21号は除く）、西安威一丁目・二丁目、十日市町（但し３番は除く）、西太田町３４番５号、耳原三丁目２番（但し１号は除く）、東安威一丁目・二丁目、安威一丁目～四丁目、大字安威、大字桑原、大字大門寺、大字生保 |
| 福井 | 東福井一丁目～四丁目、西福井一丁目～四丁目、中河原町、室山一丁目（但し３～７番は除く）・二丁目、豊原町４～１５番、大字福井 |
| 耳原 | 耳原一丁目～三丁目（但し三丁目２番は１号のみ）、南耳原一丁目２～７番、南耳原二丁目７～１４番、南安威二丁目（但し６番は除く・７番は１号・４～12号・21号のみ）、上野町 |

1. 募集エリアの人口等

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| エリア | 総人口(人) |  | | 要支援･要介護認定者数(人)  ※第２号被保険者含む | | |
| 高齢者数(人) | |
| 65～74歳 | 75歳～ | 要支援者 | 要介護者 | 合　計 |
| 市 | 285,729 | 69,071 | 40,065 | 3,583 | 9,553 | 13,136 |
| 豊川・郡山・彩都西 | 19,159 | 4,172 | 2,528 | 196 | 631 | 827 |
| 安威・福井・耳原 | 18,008 | 5,003 | 3.005 | 285 | 652 | 937 |

（令和６年３月31日現在）

## **既存地域包括支援センターの状況**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当エリア | センター名 | 設置場所 |
| ＜北圏域＞ | | |
| 清溪・忍頂寺・山手台 | 清溪・忍頂寺・山手台地域包括支援センター | 山手台三丁目30番16-1 |
| 安威・福井・耳原 | 茨木市地域包括支援センター　天兆園 | 安威二丁目10番11号 |
| 豊川・郡山・彩都西 | 茨木市地域包括支援センター　常清の里 | 清水一丁目28番22号 |
| ＜東圏域＞ | | |
| 太田・西河原 | 太田・西河原地域包括支援センター | 太田一丁目17番20号 |
| 三島・庄栄 | 三島・庄栄地域包括支援センター | 西河原二丁目17番４号 |
| 東・白川 | 東・白川地域包括支援センター | 鮎川一丁目６番４号 |
| ＜西圏域＞ | | |
| 春日・郡・畑田 | 春日・郡・畑田地域包括支援センター | 上穂積一丁目２番27号 |
| 沢池・西 | 沢池・西地域包括支援センター | 南春日丘五丁目１番８号 |
| 春日丘・穂積 | 春日丘・穂積地域包括支援センター | 西駅前町５番36号  茨木高橋ビル７階西 |
| ＜中央圏域＞ | | |
| 茨木・中条 | 茨木・中条地域包括支援センター | 片桐町４番26号 |
| 大池・中津 | 大池・中津地域包括支援センター | 園田町８番17号 |
| ＜南圏域＞ | | |
| 天王・東奈良 | 天王・東奈良地域包括支援センター | 東奈良三丁目16番14号 |
| 玉櫛・水尾 | 玉櫛・水尾地域包括支援センター | 玉櫛一丁目２番１号 |
| 玉島・葦原 | 玉島・葦原地域包括支援センター | 新和町21番27号 |

## **委託契約期間**

令和７年２月１日～令和７年３月31日まで。

なお、令和７年４月1日以降の契約については、予算の議決を要するため、議決が得られた後に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかったときは、これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害賠償の責めを負わないものとする。

## **委託の形態**

随意契約（公募型プロポーザル方式）

## **業務を行うにあたり法人が遵守すべき事項**

1. 関係法令の遵守

受託者自らの責任において、日本国憲法、地方自治法、労働基準法等労働関係法令、介護保険法及び同法関係法令、老人福祉法及び同法関係法令、個人情報保護法その他関係法令を遵守すること。

1. 個人情報の保護

茨木市個人情報保護条例に基づき、業務上知り得た個人情報は適切に取り扱うこと。

1. 守秘義務

委託契約期間中および期間終了後も、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、本業務の目的以外に使用しないこと。

1. 再委託の禁止

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせないこと。

* 但し法令により認められている第1号介護予防支援事業及び総合事業における介護予防マネジメントは除く。

## **委託業務の内容**

令和７年４月から茨木市地域包括支援センター運営業務を実施するため、引継ぎ等の準備を行います。詳細は、仕様書のとおりです。

なお、茨木市地域包括支援センター運営業務を実施するにあたっては、以下の運営方針等を理解し、公益性・地域性・協働性の視点に立脚した運営が求められます。

1. 茨木市地域包括支援センター運営方針（市ホームページ）
2. 茨木市地域ケア会議実施要領（市ホームページ）
3. 茨木市地域ケア会議ガイドライン（市ホームページ）
4. 地域支援事業実施要綱、地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省）
5. その他
6. 社会福祉法第106条の２（相談支援事業者の努力義務）
7. 包括センターの地域活動業務等については、当該エリアを担当する法人が変更となった場合においては、変更後の新法人が業務を引き継ぐこととする。
8. 茨木市地域密着型サービス事業所の運営推進会議等への出席

【 参考 】上記委託業務以外に、法令に基づき「指定介護予防支援事業（介護保険法 第115条の23）」を実施する必要があります。

## **人員体制**

1. 基本配置

次の条例、要綱等を基準に３職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（準ずる者含む。））を令和７年３月１日までに配置すること。

・茨木市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例

・茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する要綱

　また、基本配置に加えて令和７年４月から介護支援専門員を配置するための準備を

行うこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | | 経過措置を含めた取り扱い |
| 保健師 | 常勤かつ地域包括支援センター業務に専従 | ① 保健師  ② ①に準ずる者として、経験のある看護師（「経験とは、地域ケア、地域保健等の経験の趣旨であり、病棟経験や急性期の経験の趣旨ではない」）  但し、准看護師は不可とする。  ③ 上記②かつ、高齢者に関する公衆衛生業務を1年以上有する者とする。  　 なお、「地域ケア、地域保健及び高齢者に関する公衆衛生業務」の経験とは、地域で暮らす住民の生活習慣における課題を把握し、疾病の予防、 健康維持・増進につなげる業務経験とする。  　 詳細については、令和元年度第３回茨木市地域包括支援センター運営協議会の「資料２　地域包括支援センターの「保健師に準ずる者」の資格要件について」を参照すること。 |
| 社　会  福祉士 | ① 社会福祉士  ② ①に準ずる者※として、福祉事務所の現業員等(福祉事務所の査察指導員を含む)の業務経験が5年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者  ③ ①に準ずる者として、介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者 |
| 主　任  介護支援  専門員 | ① 主任介護支援専門員  ② ①に準ずる者※として、「ケアマネジメントリーダー研修」を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者 |
| **【配置数】**  基本配置　担当エリアの第１号被保険者数が概ね3,000人以上6,000人未満までは、３職種各１人の配置。第１号被保険者数が6,000以上の場合は概ね2,000人につき１名を配置する。この場合、保健師その他これに準ずる者を優先的に配置。  追加配置　基本配置に加えて、令和７年４月１日から介護支援専門員を1人配置すること。 | | |
| **※【準ずる者の考え方】**   * 原則として、準ずる者の配置をしないこと。やむを得ず、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者を配置する場合でも、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。（「将来的に」とは年度内を想定） | | |
| **【常勤・専任の考え方】**   * 包括センター以外の業務との兼務は認めません。 * 包括センターが法人内の組織に属している場合などで、センター職員に課長や主幹などの役職が付いており、包括センター以外の業務を兼務している場合などは不可です。 | | |
| **【その他】**   * 上記配置職員の内から1名をセンター長（介護予防支援事業所管理者を兼ねる）に充てること。 | | |

1. エリアごとの３職種規定数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| エリア | 豊川・郡山・彩都西 | 安威・福井・耳原 |
| 基本配置 | ３ | ３ |

## **設置場所**

圏域型については、市が指定する以下の施設に事務所を設置してください。

（現時点での予定。変更になる場合があります。）

・安威・福井・耳原エリア

|  |  |
| --- | --- |
| 茨木市北保健福祉センター | |
| 所在地 | 茨木市上郡二丁目13番14号 |
| センター設置予定場所 | ゴウダC＆Eビル２階事務室 |
| 利便性 | 阪急バス停「中河原南口」下車徒歩すぐ |

## **包括センター運営の財源**

1. 委託料（非課税）

エリア型、圏域型共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 契約額（上限） |
| 人件費 | ３職種（３人） | 1,250,000円（上限） |
| 事務経費 |  | 500,000円（上限） |
| 合計 | | 1,750,000円（上限） |

※すでに令和６年度茨木市地域包括支援センター運営業務を受託しており、地域包括支援センターの業務に従事している職員を兼務とすることは、本契約期間内（引継ぎ期間）に限り可能とします。ただし、【様式11】参考見積書の参考見積額は、配置職員が兼務であっても人件費はかかるものとして委託料を計上してください。

　また、契約締結後の委託料の請求をする時は、兼務職員の人件費を差し引いて請求してください。

(2) 指定介護予防支援事業等にかかる介護予防プラン報酬

本市では、３職種１人当たりのプラン作成件数の上限を【20件】までとしています。

【参考　令和５年度プラン作成件数（年間）】

|  |  |
| --- | --- |
| 豊川・郡山・彩都西エリア | 介護予防　516件　　　総合事業　360件 |
| 安威・福井・耳原エリア | 介護予防　338件　　　総合事業　574件 |

介護予防ケアマネジメント費

介護予防ケアマネ事業費

＠4,729（※ @442単位×10.70円5級地（初回加算あり）

(3) 当該業務の予算額等

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とします。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとします。

参考見積額には、市が最低制限価格を設定しているため、留意してください。

今回徴取する次年度以降の参考見積額は参考に徴取するもので、次年度以降の契約を確約するものではありません。

(4) 令和６年度の運営費（参考）

（プラン作成件数を令和５年度　豊川・郡山・彩都西エリアにおける件数にした場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 令和６年度予算額  （令和７年度予算額（案）） | 積算 |
| 人件費 | ３職種（３人） | 15,000,000円（上限） | 500万円×３人 |
| 介護支援専門員（１人） | 3,000,000円（上限） | 300万円×１人 |
| 事務経費 | | 1,200,000円（上限） | 10万円×12月 |
| 地域ケア会議推進費 | | 600,000円（上限） | 10万円×６回 |
| プラン報酬（推計） | | 4,142,604円（推計） | （516+360）×4,729円 |

※黒枠内の金額が令和７年度の予算額（案）となるため、令和７年度の参考見積額は19,800,000円を上限として、金額を計上してください。

# **開設・運営等のスケジュール等**

|  |  |
| --- | --- |
| 日　程 | 内　　容 |
| 令和７年１月中旬から下旬  令和７年２月１日（土）（予定） | 公募・選定の結果、委託先法人の候補者が決定  契約締結 |
| 令和７年１月中 | ◆設置関連の諸手続き  ＊地域包括支援センター設置申請  ＊介護予防支援事業所指定申請  ＊国保連合会への届出　　　　など |
| 令和７年３月上旬 | ◆介護予防支援業務にかかる準備行為  ＊利用者・居宅介護支援事業者との介護予防支援の契約の準備  ◆職員研修・業務引継ぎ  ＊業務全般、個別支援ケース等引継ぎ  ＊その他、包括センターで取り組む活動　など |
| 令和７年３月中旬 | ◆民生委員･関係機関、地域住民等への周知・説明　　など |
| 令和７年４月１日（火） | 業務開始 |

# **提出及び問い合わせ先**

茨木市福祉部福祉総合相談課 相談３グループ

　　〒561-8501　茨木市駅前三丁目8番13号（南館2階16番）

　　　電話　072-655-2758　　FAX　072-620-1720

　　　E-mail　fukushisoudan@city.ibaraki.lg.jp【件名】包括プロポ（事業所名）○○

**【お願い】**E-mailを送信される場合には、必ず、事前に担当者へご連絡ください。

# **資料**

**※ 必ず参照してください。**

* 介護保険法（第115条の46）
* 地域支援事業実施要綱（厚生労働省）
* 地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省）
* 茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例
* 茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する要綱
* 茨木市地域包括支援センター運営方針
* 茨木市地域ケア会議実施要領
* 茨木市地域ケア会議ガイドライン
* 地域包括支援センター運営マニュアル（一般財団法人長寿社会開発センター）
* 高齢者虐待防止法
* 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日）
* 介護保険最新情報Vol.845（令和2年6月12日）

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について

* 社会福祉法（第106条の２）
* 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

（平成29年12月12日社援発1212第2号厚生労働省社会援護局長通知）